

## 第6号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定及び軽減の対象となる所得金額に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条 第11条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第17条第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第2条 第11条第1項中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同

法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額, 同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第17条第1項第1号中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には, その適用後の金額)」の次に「, 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額, 同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は, 平成29年度以後の年度分の保険料について適用し, 平成28年度以前の年度分の保険料については, なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定及び軽減の対象となる所得金額に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 保険料の所得割額の算定並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定の対象となる「総所得金額」及び「山林所得金額」並びに「他の所得と区分して計算される所得の金額」のうち、「他の所得と区分して計算される所得の金額」を次のとおりとする。（第11条及び第17条関係）

改正案	現 行
ア <u>上場株式等に係る配当所得等（特定公社債等に係る利子所得を含む。）の金額</u>	ア 上場株式等に係る <u>配当所得</u> の金額
イ 土地等に係る事業所得等の金額	イ 土地等に係る事業所得等の金額
ウ 長期譲渡所得の金額	ウ 長期譲渡所得の金額
エ 短期譲渡所得の金額	エ 短期譲渡所得の金額
オ <u>一般株式等（一般公社債等を含む。）</u> に係る譲渡所得等の金額	オ <u>株式等</u> に係る譲渡所得等の金額
カ <u>上場株式等（特定公社債等を含む。）</u> に係る譲渡所得等の金額	
キ 先物取引に係る雑所得等の金額	カ 先物取引に係る雑所得等の金額
ク <u>特例適用利子等及び特例適用配当等（※）の額</u>	
ケ 条約適用利子等の額及び条約適用配当等の額	キ 条約適用利子等及び条約適用配当等の額

※ 特例適用利子等及び特例適用配当等とは、日本と台湾で国内法上の課税の取扱いが異なる組織体で台湾に所在するものを通じて、日本国居住者が国内において支払を受ける利子等及び配当等をいう。

(2) (1)ア及びカの金額は、上場株式等に係る譲渡損失と損益通算を行う場合又は当該譲渡損失の繰越控除を行う場合には、当該譲渡損失の金額を控除した後の金額とする。(第11条及び第17条関係)

(3) その他規定の整理

### 3 施行期日等

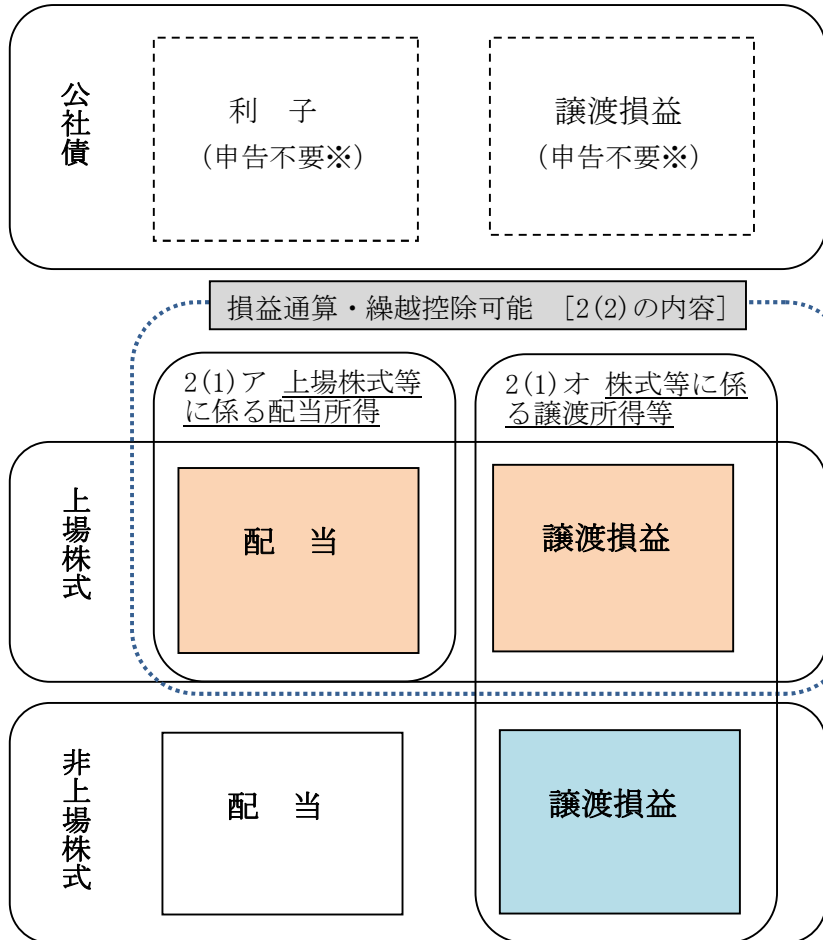
(1) 公布の日

(2) 改正後の規定(2(1)クの特例適用利子等及び特例適用配当等の額に係る部分を除く。)は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

# 保険料の算定及び軽減に係る所得判定の対象となる所得金額について

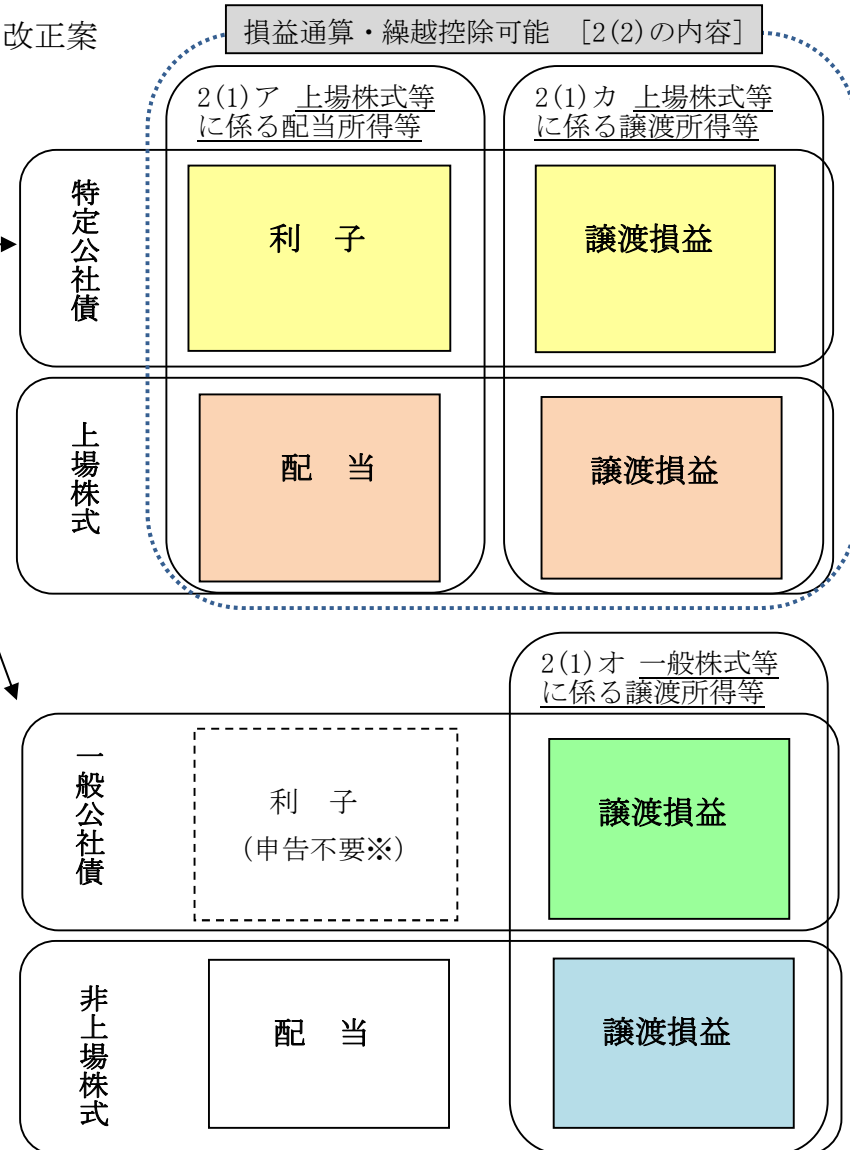
(参照 2 改正の内容(1)ア, 才及びカ並びに(2)関係)

○現 行



※ 内の所得は申告不要のため、保険料の算定等の対象となる所得には含まない。

○改正案

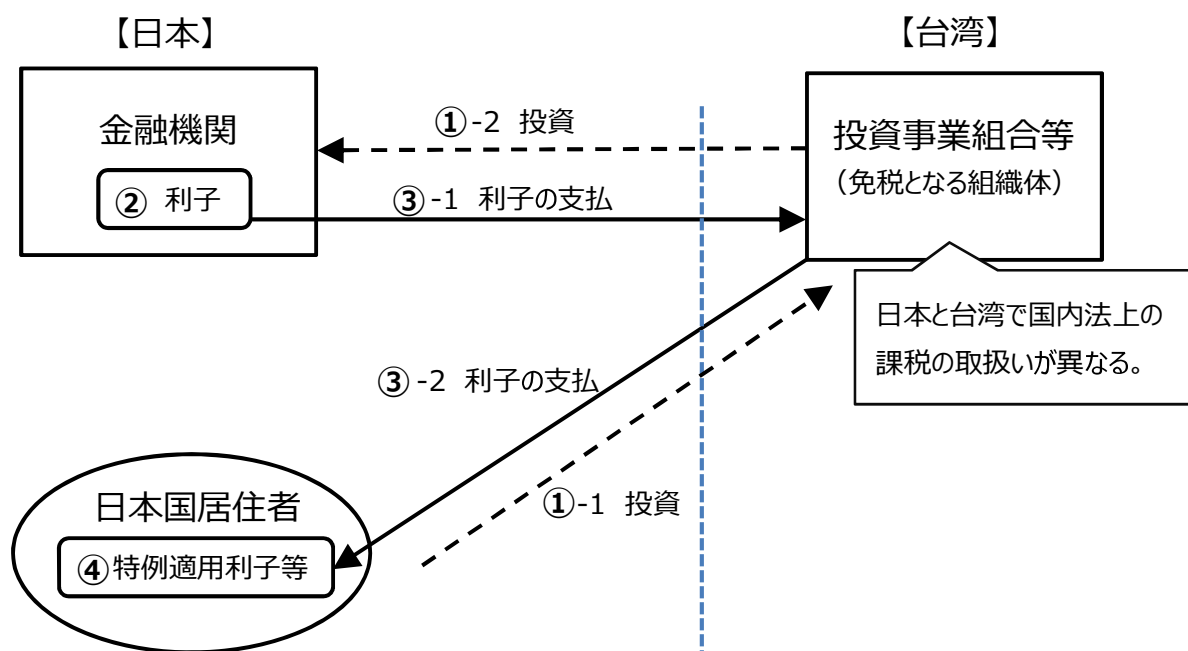


## 保険料の算定及び軽減に係る所得判定の対象となる所得金額について (参照 2 改正の内容(1)ク関係)

### 新たな所得区分が追加された経緯

「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」(改正後は「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」)及び「芦屋市市税条例」の一部改正により、個人住民税において「特例適用利子等及び特例適用配当等」の額を新たな所得区分として申告する義務が課され、当該額が保険料の算定及び軽減に係る所得判定の対象となる所得金額にも加わることとなった。(平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるものから適用)

### 特例適用利子等の例



- ①-1, ①-2 投資が行われる。
- ② 日本の金融機関で利子が発生する。
- ③-1 投資事業組合等(免税となる組織体)に対する利子の支払に対して特別徴収が行われなくなった。
- ③-2 投資事業組合等から日本国居住者が利子の支払を受ける。
- ④ 投資事業組合等を通じて利子の支払を受けることにより特別徴収が行われなくなった個人住民税について、当該利子は「特例適用利子等」の額として日本国居住者に申告義務が課され、保険料の算定等の対象所得金額となる。

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 第10条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 第10条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、</p>



改正案	現 行
<p>項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第17条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円)とする。</p>	<p>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第17条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円)とする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 世帯主，当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については，同法第313条第3項，第4項又は第5項の規定を適用せず，所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項，第3項又は第4項の規定の例によらないものとし，山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額)</u>，同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の2第5項に規定する<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額)</u>，同法附則第35条の2の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額)</u>，同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額)，<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額</u>，租税条約等実施特例法第3条の2の2第10</p>	<p>(1) 世帯主，当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については，同法第313条第3項，第4項又は第5項の規定を適用せず，<u>また，所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項，第3項又は第4項の規定の例によらないものとし，山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額，同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額)</u>，同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額)，租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が，地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 <u>ア</u>に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額</p>

改正案	現 行
<p>項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p>